

見守り 新鮮情報

事例1

亡くなった兄が生前利用していた
ネット銀行の口座を確認するため、
携帯電話会社の店舗に**スマホの画面ロック
解除を依頼**した。「初期化はできるが、**画面
ロックの解除はできない**」と言われた。
これではデジタル遺品の確認ができない。(60歳代)



©Kurosaki Gen

始めましょう! デジタル終活

事例2

夫が亡くなり**携帯
電話を解約**した。
最近、夫が契約していた**スマホ
のセキュリティのサブス
契約が残っていること**が
分かり、事業者にお問い合わせると
「すぐに**解約**するには**IDと
パスワードが必要**だ。それが
分からなければ**すぐには解約
できない**」と言われた。(80歳代)

ひとこと助言

スマホの
スペアキーを
つくろう



見守るくん

- スマホ等のID・パスワードは、第三者に知られないよう適切に管理することが重要です。一方で、デジタル遺品を確認する必要がある場合に、故人のスマホ等のID・パスワードが分からずデータを調べられないという問題が発生しています。そのため、万が一の際に、遺族が故人のスマホ等をロック解除できるようにしておく必要があります。
- 例えば、名刺サイズの紙にパスワード等を記入し、修正テープでマスキングなどした「スマホのスペアキー」を作り、万が一の際に家族がみつけれられる場所に保管しておく方法があります。
- 毎月支払いが発生しているインターネット上の契約は、サービス名・ID・パスワードを日頃から整理するほか、エンディングノートの活用も検討しましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第505号 (2025年2月20日) 発行：独立行政法人国民生活センター

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234** または 消費者ホットライン **188**

時間 **10時~17時** (土日祝も可 月曜定休)